【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月9日
【会社名】	東京海上日動火災保険株式会社
【英訳名】	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　城田　宏明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03-6704-7700
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループ　セクションチーフ　中田　進
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03-6704-7700
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループ　セクションチーフ　中田　進
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債

【届出の対象とした募集金額】

一般募集　第1回無担保社債（2年債）	30,000百万円
一般募集　第2回無担保社債（5年債）	80,000百万円
一般募集　第3回無担保社債（7年債）	10,000百万円
一般募集　第4回無担保社債（10年債）	30,000百万円
計	150,000百万円

（注）　一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額である。

【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年9月24日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、投資家の需要動向を踏まえ、券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額の決定に関し、各社債の見込額の範囲の下限金額を引き下げ、また上限金額を引き上げたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出する。

2【訂正事項】

第一部　証券情報
第1　募集要項
1　新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）
欄外注記
3　新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）
欄外注記
5　新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）
欄外注記
7　新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）
欄外注記

3【訂正箇所】

訂正箇所は、＿＿＿罫で示している。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】

欄外注記

（訂正前）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、30,000百万円から60,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第2回無担保社債、第3回無担保社債及び第4回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。

（訂正後）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、20,000百万円から70,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第2回無担保社債、第3回無担保社債及び第4回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

欄外注記

（訂正前）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、80,000百万円から110,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第1回無担保社債、第3回無担保社債及び第4回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。

（訂正後）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、60,000百万円から130,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第1回無担保社債、第3回無担保社債及び第4回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

欄外注記

（訂正前）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、10,000百万円から40,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第1回無担保社債、第2回無担保社債及び第4回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。

（訂正後）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、10,000百万円から50,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第1回無担保社債、第2回無担保社債及び第4回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。

7【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

欄外注記

（訂正前）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、30,000百万円から60,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第1回無担保社債、第2回無担保社債及び第3回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。

（訂正後）

〈前略〉

11　券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、本有価証券届出書提出日における見込額であり、20,000百万円から70,000百万円の範囲内で、需要状況を勘案したうえで、条件決定日に正式に決定する予定である。なお、第1回無担保社債、第2回無担保社債及び第3回無担保社債との合計総額は200,000百万円を上限とする予定である。